平成２１年（フ）第２３９５号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―221号
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４１８号
福岡県前原市波多江駅南１丁目２番１―703号
債務者　山路　弘明
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４０号
福岡市東区松田３丁目10番20―906号
債務者　糸山　年枝
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６２号
福岡市西区壱岐団地15番504号
債務者　井上　敬子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８３号
福岡市東区原田４丁目16番36―516号
債務者　山田　　翼
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８４号
福岡市東区原田４丁目16番36―516号
債務者　山田　真弓（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８６号
福岡市西区内浜１丁目６番４―612号
債務者　梅丸　俊明
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５０７号
福岡市博多区吉塚７丁目６番10号
債務者　鳥畠　康高
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５１５号
福岡市城南区片江１丁目２番22―403号
債務者　江上由喜子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３３号
福岡市博多区月隈６丁目18番10―201号
債務者　中島　明彦
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３７号
福岡県前原市前原駅南１丁目25番31号筒井荘２号
債務者　河上　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４２号
福岡市南区柳河内２丁目11番39―201号
債務者　吉田　哲夫
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６６号
福岡市城南区樋井川６丁目９番８号
債務者　清松　芳信
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５６８号
福岡市西区小戸３丁目50番１―809号
債務者　上中美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８０号
福岡市早良区有田５丁目21番１―205号
債務者　高木喜美子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８１号
福岡市早良区次郎丸３丁目27番28―102号
債務者　行實久美子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８８号
福岡県福津市宮司５丁目14番24号パンセレイノンＣ棟102号
債務者　嶋原　睦記
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０３号
福岡市博多区立花寺２丁目27番７号
債務者　高木　香織（旧姓大音）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部